商　法（配点 40 点）

以下の設例を読んで，設問に答えなさい。

【設例】

1．甲株式会社（以下「甲社」という。）は，携帯電話のアプリケーションの製作・販売会社で，長男Ａ，次男Ｂ，三男Ｃの兄弟３人で 2013 年４月１日に設立され，順調な経営を継続し発展してきた。甲社は，株式は非公開で譲渡制限がある取締役会・監査役設置会社である。発行済株式総数は 1,000 株で，株主構成は，Ａが 400 株，Ａ・Ｂ・Ｃの母親のＤが 600 株の株式を保有し，役員は，Ａが代表取締役社長，Ｂ・Ｃが取締役，監査役には従業員のＥが就任した。

2．2019 年２月４日，母親のＤが病死し，死亡した母親Ｄの甲社株式 600 株は相続人であるＡ・Ｂ・Ｃの準共有になった。

3．母親Ｄの遺産分割協議で兄弟は不仲になり，特にＡ対Ｂ・Ｃの対立が先鋭化し，甲社の経営方針を巡っても対立が色濃くなった。ＢとＣは，Ａを代表取締役から取締役会で解職し，株主総会においても取締役から解任しようと考えた。Ａに権利行使者の指定の話を持ちかけたが話しにならなかったので，ＢとＣは，準共有株式の権利行使者をＢと指定し，2019 年３月 15 日に甲社に通知した。

4．2019 年３月 25 日の取締役会において，Ａ・Ｂ・Ｃ３名の取締役が出席し，Ａの代表取締役の解職議案について審議し，Ａが反対，Ｂ・Ｃが賛成し，同議案は可決された。同取締役会において，2019 年６月 30 日の定時株主総会の議案も検討され，Ａの取締役の解任議案も上程することになった。

5．2019 年６月 30 日の定時株主総会において，Ａの取締役解任議案に対して，Ａは反対したが，Ｂが賛成したため同議案は可決された。

　なお，会社設立から本件総会まで発行済株式総数や株主の保有株式数には変動はなく，また，会社法 341 条について定款には特別な定めはない。

【設問 1】（配点 15 点）

2019 年３月 25 日の取締役会におけるＡの代表取締役からの解職決議は有効か。

【設問 2】（配点 10 点）

株式の準共有に関して規律する会社法の条文を指摘し，その立法趣旨を説明しなさい。

【設問 3】（配点 15 点）

Ａは，2019 年６月 30 日の株主総会におけるＡの取締役解任決議には瑕疵があるとして，株主総会決議取消訴訟を提起することを弁護士Ｐに相談した。Ｐは，Ａの立場に立って，どのような主張ができるか，また，その主張の当否について検討しなさい。同年７月 30 日の時点に立って解答しなさい。